

千葉市個人情報保護条例の改正内容に係る調査審議の方針について（案）

1 問題の所在

千葉市個人情報保護条例の一部改正に関し、要配慮個人情報及び非識別加工情報に係る改正については、市長において、引き続き審議会の意見等を聴きながら検討するものとされており、今後改めて諮問された際に、審議会としてどのように調査審議を行っていくか、問題となる。

2 方針案

要配慮個人情報及び非識別加工情報に関する個人情報保護条例の一部改正について、市長から改めて審議会に対して諮問があったときに、条例の改正内容について調査審議するため、審議会に部会を設置する。

【理由】

- 要配慮個人情報の規定及び非識別加工情報制度の導入に関する条例改正の内容を調査審議するに当たっては、より詳細な議論を行い、かつ、機動的な審議を行っていく必要があること。
- その一方で、要配慮個人情報及び非識別加工情報については、国及び他都市の動向や実績を踏まえながら検討をしていくものとされており、市長から審議会に対する諮問がなされない可能性もあること。

3 部会の設置運営

(1) 部会の設置の決定

会長に一任する。

(2) 構成

会長及び会長が指名する委員3人以内（計4人以内）により構成し、部会長・副部会長を置く。

(3) 部会による調査審議の進め方

- ① 市長から審議会に条例改正について諮問（審議会は開催しない。）
- ② 部会での調査審議
- ③ 部会から審議会に調査審議結果の報告
- ④ 審議会で答申

4 参考：千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則（抜粋）

（部会）

第2条 審議会は、必要があると認めるときは、会長が指名する委員をもって組織する部会を置くことができる。